

規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 厚生労働省)

【事務・事業名】 (財)介護労働安定センターに行わせている事業	
1. 根拠法令	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第18条第1項
2. 実施主体	財団法人介護労働安定センター
3. 従事者数	役員数 12名(平成17年9月1日現在) 職員数 164名(平成17年9月1日現在)
4. 予算額	63億円(平成17年度当期収入)
5. 事務・事業の内容	(1)介護労働者雇用管理改善援助事業 介護労働安定センターの支部に「介護労働サービスインストラクター」を配置し、雇用管理の改善等に関する専門的相談、介護関連情報の収集、提供を行うとともに、介護分野の事業所において雇用管理に責任を有する方を対象として、雇用管理に関する事項についての講習などを行っている。 (2)介護労働者能力開発事業 公共職業安定所長から受講指示を受けた離転職者を対象として訪問介護員養成研修2級課程を実施している。
6. 民間開放の状況	(1)介護労働者雇用管理改善援助事業 当該事業について、民間で実施することについて制度的な制約は設けられていない。なお、介護労働安定センターが実施している介護労働サービスインストラクターの相談援助業務については、一部専門的な事柄の相談があれば、当該センターから社会保険労務士などに委嘱しており、民間の活用も行っているところ。 (2)介護労働者能力開発事業 介護労働安定センターは、介護労働者能力開発事業として、訪問介護員養成研修2級課程を実施しているところであり、当該課程そのものについては、民間で実施することについて制度的な制約が設けられておらず、民間において広く実施されているところである。 さらに、当該事業を同センターが実施するに当たっては、民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、公共職業安定所長から受講指示を受けた離転職者に限定して実施しているところであり、営利企業の事業と競合しないように配慮しているところである。
7. 当該事務事業を廃止した場合の影響	(1)介護労働者雇用管理改善援助事業 我が国の人口の高齢化が急速に進展する中で、介護サービスの担い手である介護労働者の果たす役割はますます重要なものとなってきており、今後、介護ニーズが増大すると見込まれる中で、介護労働者の雇用管理改善等介護労働者に関し総合的な対策を講ずることは重要な課題となっている。 仮にこうした事業を廃止した場合には、介護労働者の雇用管理の改善等が十分に果たされず、また、結果として質の高い介護サービスの提供にも影響を及ぼすおそれがあると考えられる。 (2)介護労働者能力開発事業 介護労働者能力開発事業の対象者は、公共職業安定所長が介護分野に関する職業訓練を実施することにより、早期再就職につながると判断した受講指示者であり、介護分野での就労に必要な職業能力を効果的に習得させることにより、早期再就職の促進に資するものである。また、当該事業は、介護労働安定センターが各都道府県に設置した支部において実施しており、全国において均質な職業訓練を受けることができるものである。 当該事業を廃止することとした場合、多くの雇用吸収が期待される介護分野において、受講指示を受けた者に対し職業訓練を実施し、早期就職に結びつけるという就職支援システムが円滑に機能しなくなることから廃止することは不可能である。

<p>8. 更なる民間開放についての見解</p>	<p>(1)介護労働者雇用管理改善援助事業 当該事業については、制度上、介護労働安定センターに独占に行わせているものではなく、同種の事業について民間でも実施可能なものである。</p> <p>(2)介護労働者能力開発事業 当該事業については、6に掲げたように、営利企業の事業と競合しないように配慮するとともに、訪問介護員養成研修2級課程は広く民間において実施されており、制度的に独占されているものではないため、民間開放の必要はないものと考えている。</p>
--------------------------	---

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

<p>9. 個別の質問項目</p> <p>当該事業を一般競争入札によって事業者を選定することについて、貴省の見解をお伺いしたい。また、一般競争入札の導入が困難な場合には、その理由を具体的にご教示願いたい。</p> <p>(1)介護労働者雇用管理改善援助事業及び(2)介護労働者能力開発事業 当該事業は、介護労働安定センターを指定法人として指定し、行わせているものであり、こうした事業を一般競争入札にかけることは、指定法人制度の趣旨から困難であると考えます。</p> <p>当該事業について、(財)介護労働安定センターが有する専門能力について具体的にご教示願いたい。</p> <p>(1)介護労働者雇用管理改善援助事業 ・介護労働者の雇用管理改善等に関する専門的知識・経験 ・全国的に支部を設置し、広く全国の介護事業者に対し、均一なサービスを提供する能力</p> <p>(2)介護労働者能力開発事業 ・雇用管理改善等に係る相談・指導を通じた地域の介護労働市場の状況や、地域における介護事業所の現状、事業者のニーズに関する情報などについての詳細かつ具体的なデータ蓄積を加味した訓練実施能力。これらの情報の全国規模での共有。</p>
